

流山市農業委員会  
令和3年第6回  
総会議事録

令和3年6月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和3年第6回総会議事録

1 期 日 令和3年6月10日(木)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 1番 矢口 優子  
2番 池田 操代

5 出席委員(委員12名)

1番 矢口 優子	2番 池田 操代
3番 金子 文雄	4番 鈴木 亨
5番 金子 孝博	6番 中嶋 清
7番 小菅 康男	8番 染谷 一嘉
9番 石井 保	10番 岡田 長政
11番 山崎 日出男	12番 水代 啓司

6 欠席委員(委員0名)

7 書記名 主事 小田 嵩

8 事務局 事務局長 恩田 一成  
事務局次長 染谷 晃

9 会議目次

(1) 議案第27号	農地法第3条の規定による許可申請について	1
(2) 議案第28号	農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	3
(3) 議案第29号	農用地利用集積計画の決定について	5
(4) 議案第30号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	7
(5) 議案第31号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	8
(6) 報告第19号	生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	10
(7) 報告第20号	転用許可に伴う工事完了の報告について	10
(8) 報告第21号	専決処理の報告について	11

**▲開会 午後3時1分**

**○水代会長** それでは、ただ今から令和3年第6回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**○水代会長** 異議なしと認めます。

1番 矢口委員、2番 池田委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、小田主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

染谷次長。

**◎染谷次長** お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第31号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」までの5議案について、御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第19号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第21号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

**○水代会長** ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

**○水代会長** なしと認めます。

**○水代会長** これより議事に入ります。

議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

**◎染谷次長** 議案書の1ページをご覧ください。

議案第27号

農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和3年6月10日提出

今月の申請は1件です

権利者は、流山市西深井の方で職業は農業です。

申請がありました土地は、西深井の畑1筆 面積1,411平方メートルです。

申請事由ですが、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するものです。

議案案内図については、1ページにございますので併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は1件です。

本案については、現地調査及び権利者からヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきましては、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の南西約1.2キロメートルに位置している畑1筆 面積1,411平方メートルです。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、全体で450万円とのことでした。

申請地の畑は、投影している写真のとおり、耕起済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約1.5ヘクタール、農業従事者は1名です。

今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること。

また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第27号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第27号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 続いて、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをご覧ください。

議案第28号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和3年6月10日提出

今月の申請は1件です。

権利者につきましては、東京都に所在する法人です。

申請がありました土地は、駒木の畑1筆 転用面積1,309平方メートルです。

転用目的につきましては、太陽光発電施設を整備するためであり、権利の種類は地上権の設定です。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の2ページと3ページにございますので、併せてご参照ください。

御説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件です。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からヒアリングを行い、審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線豊四季駅の北東約1.2キロメートルに位置し、周囲は北側が河川、南側が柏市の市街化区域となっている地域です。

そのため、『宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地でおおむね10ヘクタール未満の農地』として、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は地上権の設定で、転用目的は太陽光発電設備を設置しようとするものです。

権利者は、東京都新宿区に本店を置く株式会社で、平成8年に設立されています。事業内容は、再生可能エネルギー事業等で、ここ3年間の年商は約60億円前後

で推移しています。

申請理由については、太陽光発電事業用地を都心近郊で求めていたところ、十分な広さを確保した用地として協力が得られたことから申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

1枚当たり340ワットの太陽光パネルを312枚設置し、外周は門扉及びネットフェンスを設置する計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内での自然浸透とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は河川、南側と西側は住宅が建っており、その他は畑となっています。

次に、資金計画ですが、地上権設定料が50万円で、整備費が約1,500万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

また、事業の収支計画について、年間の売電額が約170万円となっており、点検費用等を差し引いても設置10年目から収益があがってくる計画とのことでした。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

なお、全量買い取りの場合、国から発電施設の認定を受ける必要があることから、経済産業省関東経済産業局と協議がなされ、2020年6月12日付けで事業計画認定されています。

また、電力会社との接続については、2019年7月11日付けで契約締結がなされています。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第10番(岡田委員) 議案審査の説明では、地上権の設定が20年間で50万円とのことですが、小委員会ヒアリングではこの点を確認されましたか。

◎事務局(染谷次長) 地上権は20年間で総額50万円であると、ヒアリングの際に確認いたしました。

◆第11番(山崎委員) 太陽光発電事業においては、太陽光発電パネルの反射光問題が起きる場合があると聞いていますが、当該計画地においてはいかがですか。

◎事務局(染谷次長) 近隣住民へは、郵送により事業概要説明書を配布したとのこと、です。

その中で、発電パネルの反射光のシュミレーションでは、パネル設置面が南側の住宅より低く、上空に反射光を逃がすと説明がされております。

また、「住宅に影響が出ないように配慮します。」と説明されています。

○水代会長 発電パネルの取付け角度は何度になってますか。

◎事務局(染谷次長) 10度です。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第28号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第28号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の3ページをお開きください。

議案第29号

農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和3年6月10日提出

今月の申請は新規が2件です

議案の1番と2番の権利者は同一であるため、一括して説明いたします。

権利者は流山市前ヶ崎にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、長崎にあります畑3筆 合計面積3,285平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により6年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、4ページにございますので併せてご参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が2件ですが、権利者が同一のため一括して御報告いたします。

本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものです。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は35歳です。

農業従事者は4名で、農業従事日数は300日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、耕起済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

**○水代会長** ありがとうございます。

なお、本案の1番から2番までについては、藍川委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

藍川委員の退席を求めます。

(午後3時24分 藍川推進委員退席)

**○水代会長** これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

**○水代会長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第29号の1番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手、全員であります。

よって議案第29号の1番については、承認することに決定いたしました。

続いて、本案の2番については、染谷文夫推進委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

染谷文夫委員の退席を求めます。

(午後3時25分 染谷文夫推進委員退席)

**○水代会長** これより、本案の2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

**○水代会長**

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第29号の2番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手、全員であります。

よって、議案第29号の2番については、承認することに決定いたしました。

藍川委員と染谷文夫委員の除斥を解きます。



(午後3時26分 藍川推進委員、染谷文夫推進委員入室)

○水代会長 続いて、議案第30号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の5ページをお開きください。

議案第30号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について  
次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

令和3年6月10日提出

今月の申請は1件です。

申請者は、柏市篠籠田にお住まいの方です。

申請がありました土地は、野々下1丁目の登記地目 田1筆 面積507平方メートルです。

変更後の地目につきましては、雑種地です。

本件につきましては登記簿上の地目は田となっておりますが、現況は雑種地として、20年以上経過していることから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために、証明願の提出があったものです。

議案案内図につきましては、5ページと6ページにございますので、御参照ください。

説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第30号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、1件です。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の北東約1.3キロメートルに位置している土地であります。

申請者が平成28年に相続により取得した土地で、平成10年以前から、配置図のように、資材置場として使用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成10年3月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は田となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるために、願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり資材置場の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は雑種地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第10番(岡田委員) この案件は現況写真で見ますと、資材置場のようには見受けられないのですが、20年前の航空写真では判別できるのですか。

◎事務局(染谷次長) スクリーンをご覧ください。

申請書に添付された平成10年撮影の航空写真によりますと、資材が置いてある状況でした。

今回、小委員会での現地調査の時は、これら資材はある程度片付いていました。

地面は少し砂利敷で均してある状況でした。

○水代会長 よろしいですか。

ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第30号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第30号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 続きまして、議案第31号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第31号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について  
生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和3年6月10日提出

今月の願い出は2件です。

議案の1番と2番は申し出事由が生じた者が同一のため、一括して説明いたします。

申請者は、流山市平和台にお住いの方であります。

申請がありました土地は、平和台にあります畑2筆 合計面積780.04平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、1番の申請者の夫及び2番の申請者の父にあたる方で、その方の死亡を原因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

この案件の議案案内図につきましては、7ページにございますので併せてご参照ください。

ご説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第31号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

今月の案件は2件ですが、買取申出事由が生じた方が同一のため一括して御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の西約400メートルに位置している土地です。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の夫並びに父であります。

従事日数は、生前は年間300日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が昨年5月に亡くなり、農業経営の中心となる者が不在となったことにより、残りの従事者だけでは所有する農地すべてを耕作することは困難となったため、相続人である申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり、休耕状態でした。

なお、この方については、ほかにも生産緑地を所有していたため、今後、同じ方の故障や死亡を理由としての主たる従事者の証明はできない旨申し伝えました。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が亡くなる前は、農業経営の中心として従事しており、その方が死亡したことにより、農業経営が困難になったと客観的に認められることから、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

○水代会長 これより採決を行います。

議案第31号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第31号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第19号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをお開きください。

報告第19号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

令和3年6月10日報告

今月は1件のあっせん依頼がありました

斡旋依頼がありました土地について、御説明いたします。

東深井の畑3筆 合計面積762.35平方メートルです。

議案案内図につきましては、8ページを御参照ください。

これについては、本年4月総会の議案第19号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」で御承認をいただきました方の農地であります。

今後、買取り申出から3か月後の、令和3年7月12日までに買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることとなります。

今月の生産緑地買取り申出についての報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第20号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

報告第20号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので報告する。

令和3年6月10日報告

今月の工事完了報告は、3件です

1番については、令和元年11月の総会で審議がなされ、令和元年11月12日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の9ページと10ページにございます。

次に、2番については、令和2年5月の総会で審議がなされ、令和2年6月4日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の11ページと12ページにございます。

次に、3番については、令和3年4月の総会で審議がなされ、令和3年4月15日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の13ページと14ページにございます。

本件につきましては、5月12日に石井委員と中嶋委員にご確認をいただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せてご参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第21号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページをお開きください。

報告第21号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月10日報告

最初に、1の農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。

今月の農地法第3条の届出の報告は、1件 13筆 合計面積7,777平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、6件 8筆 合計面積3,976平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、3の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、26件 147筆 合計面積75,007.58平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の11ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が4件 水道用地が1件 その他の建物施設用地が1件の計6件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が21件、マンションの区分所有が4件、その他の建物施設用地が1件の計26件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和3年第6回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございます。

△閉会 午後3時45分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和3年6月10日

流山市農業委員会 会長

水代啓司

流山市農業委員会 委員

不口優子

流山市農業委員会 委員

池田操代